

平成17年9月5日

## 東郷町新設小学校施設整備事業に係る事業契約の締結について

東郷町長 石川 伸作

平成16年12月17日付で募集要項を公表し、公募を行った東郷町新設小学校施設整備事業（以下、「本事業」という。）について、東郷町（以下、「町」という。）では、町が設置した東郷町新設小学校施設整備事業提案審査委員会による第二次審査結果の報告を受けて、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年7月30日法律第117号、以下、「PFI法」という。）第7条第1項の規定に基づき、平成17年5月31日に優先交渉権者を決定しました。

町は、優先交渉権者である大和工商リースグループの代表企業及び構成員が出資して設立した東郷シーエヌエス株式会社と平成17年8月18日付で東郷町新設小学校施設整備事業 事業契約の仮契約を締結し、PFI法第9条の規定により、東郷町議会平成17年第3回定例会に議案の提出を行い、同年8月30日に議決を得て同仮契約は本契約としての効力を生じましたのでお知らせします。

### 記

- 1 事業名 東郷町新設小学校施設整備事業
- 2 事業の場所 愛知県東郷町兵庫三丁目1番地（住居表示）
- 3 契約期間 自 平成17年8月30日  
至 平成34年3月31日
- 4 契約金額 金2,744,149,980円に、金利変更及び物価変動による増減額並びに消費税及び地方消費税相当額を加算した額
- 5 契約相手方 愛知県愛知郡東郷町大字諸輪字北山158番地の23  
東郷シーエヌエス株式会社  
代表取締役 森田 俊作
- 6 事業内容 本事業は、事業者が本事業の実施に必要な資金の確保を自ら行った上で、町の要求水準を満たす小学校校舎、屋内運動場、プール、屋外運動場及び児童館、並びにこれらに関連する施設及びこれらに附帯する工作物、什器備品等の設計及び建設を行い、完工後は町がかかる施設等の所有権を保有し、事業者がその維持管理業務及び一部の運營業務を実施する、BTO（Build-Transfer-Operate）方式により実施する。

以上